

金沢地方裁判所委員会（第16回）議事概要

1 開催日時

1月24日(火)午後1時00分～午後4時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者（50音順）

浅蔵與成委員，荒木龍平委員，伊藤数子委員，神坂尚委員，古賀栄美委員，
清水光男委員，田中則男委員，富木昭光委員，並木正男委員長，野田政仁委員，
福本知行委員

（オブザーバー）

関事務局長，長谷川民事首席書記官，朝倉刑事首席書記官，乗地会計課課長補
佐，浅井金沢簡易裁判所裁判官

（事務担当者）

原田総務課長，大場総務課課長補佐

4 意見交換のテーマ

- (1) 仮庁舎の法廷等見学及び新庁舎についての概要説明
- (2) 裁判所における民間活力（調停委員，司法委員等）の活用について

5 進行

- (1) 委員長選任
- (2) 意見交換
発言の要旨は別紙のとおり
- (3) 次回の意見交換のテーマ
未定
- (4) 次回開催期日

平成23年7月5日(火)午後1時30分～4時00分

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

(□は委員長の発言・○は委員の発言・●は裁判所所属委員の発言・△はオブザーバー等の発言)

(1)仮庁舎の法廷等を見学していただき(会計課課長補佐説明),引き続き新庁舎についての概要説明を行った(事務局長説明)。

【仮庁舎に関する意見】

○非常口の表示を来庁者の目につきやすいように配置してはどうか。

○床が簡易なので,足音がうるさいことから,「お静かにお歩きください」といった表示をしてはどうか。

【新庁舎に関する意見】

○高齢者のために,トイレの数は多い方がよい。

(2)裁判所で,民間の方にどのような委員等をお願いしているのか,職種と役割等について全般的な説明を行い(民事首席書記官説明),引き続き調停委員と司法委員について,職務内容等について詳細な説明を行った(金沢簡易裁判所浅井裁判官説明)。

○調停委員の質の向上を図る必要がある。調停委員に対して,どのようなことを話してはいけないのか,何をどのように話すのかといった点について,きちんと教える必要がある。調停委員に新たに任命された時やその後も定期的に研修や講習会を実施する等して,継続的に教育していく必要がある。

□法律に関する研修だけではなく,中立公正を意識させるような倫理に関する研修も計画実施していきたい。

○トラブルを解決する能力は一朝一夕には育たないが,若手の調停委員が少なく,調停の場でベテランと若手が組んでOJTで教えていくことができにくい。

□40代の方は仕事等が忙しく,人材が得られにくい。

○調停委員は,ほとんどボランティアであり,その手当だけで暮らしていくこと

はできない。よって、社会に対する貢献を名誉と感じる人でないといけない。例えば、社会貢献の活動家が所属するNPO等に、調停委員の自薦の制度があることを周知していくことはどうか。

△調停委員にふさわしい人材を広く求めることは、適切と考えている。今後とも適切な人材確保の方策を考えていきたい。

○目安箱を設置したり、アンケートを実施したりして、調停委員に不満がある場合に利用してもらうことを検討してはどうか。

○民間人だけではなく、公務員OBが調停委員になってもよいのであれば、裁判所や検察庁等で働いていた人を調停委員に選任すればよいのではないか。実務的な知識がないと調停ができないのではないか。

△調停をする際に必ずしも専門的な知識はいらない。当事者が何を言いたいのかをいかに聞き出すことができるかが調停委員の最も重要な能力である。一般的な事件では、受容的な姿勢が大切であり、説得して問題を解決するのはその先の問題である。なお、専門的な分野に関する調停委員については、かなりの数の方々が任命されている。

○調停委員はともかく、司法委員については、本日初めて聞いた。パンフレットやTVコマーシャル等により、制度をもっと積極的にPRしていかないと、司法委員になりたいと考える人は出てこない。

○司法委員は、調停委員だった人が任命されているのか。

△必ずしもそういうわけではない。事情を聴くという行為は双方に共通しているので、調停委員から司法委員に任命する場合もあるが、調停委員以外のルートからも人材を確保している。